

1. 補助金・税制・融資等支援一覧

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP		
補助金	①	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業	生産性向上に資する投資計画 購入費	全国中小企業団体中央会	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180803mono.htm https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_2koubo20180803.html	
	②	サービス等生産性向上IT導入支援事業	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他 購入費	サービスデザイン推進協議会	https://www.it-hojo.jp/ https://www.it-hojo.jp/h29/doc/pdf/h29_application_manual.pdf	
	③	省エネルギー型建設機械導入補助事業(地球温暖化対策)	低燃費型(3つ星以上)のICT・ハイブリッド・電気駆動の建機 購入費	(一財)製造科学技術センター	http://www.eco-kenki.jp/	
人材育成	④ 人材開発支援助成金	ICT土工をはじめとする特定訓練の経費や賃金補填 研修費 賃金補填	職業能力開発促進センター等	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000201704.pdf	追加	

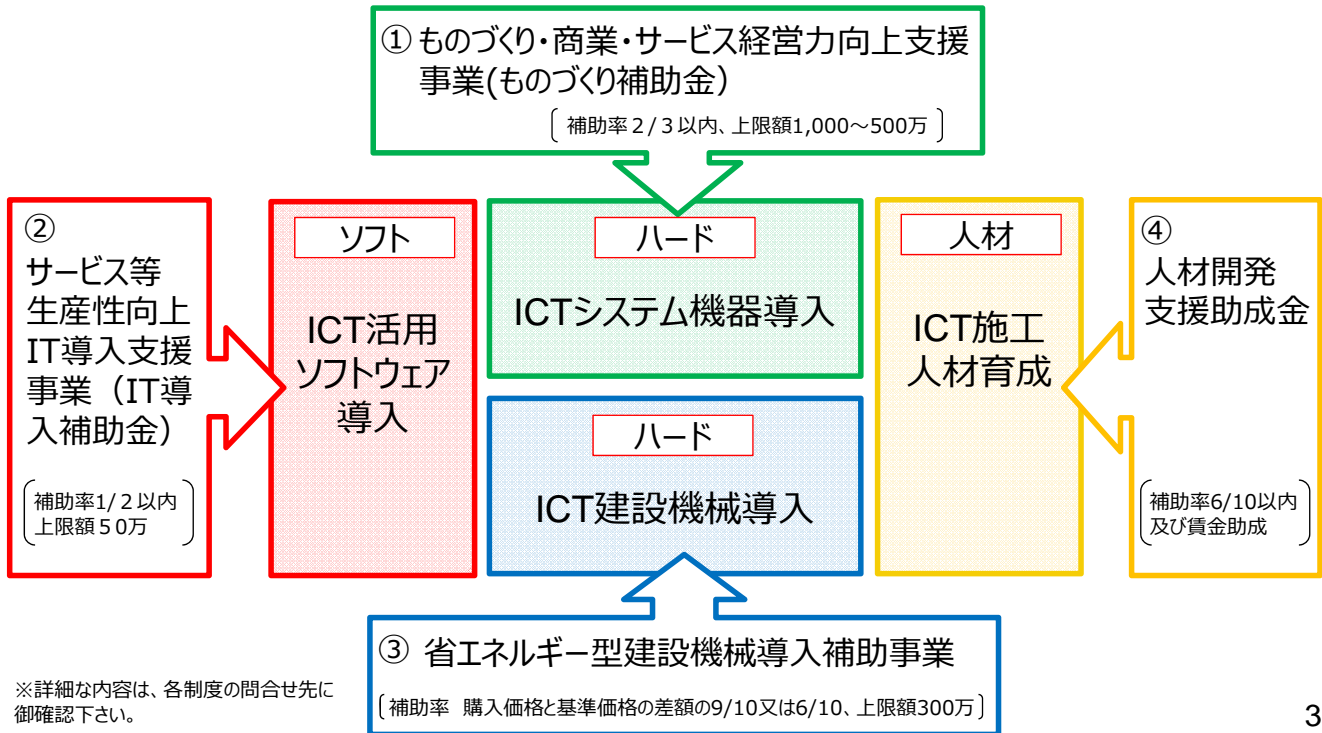
1

1. 補助金・税制・融資等支援一覧

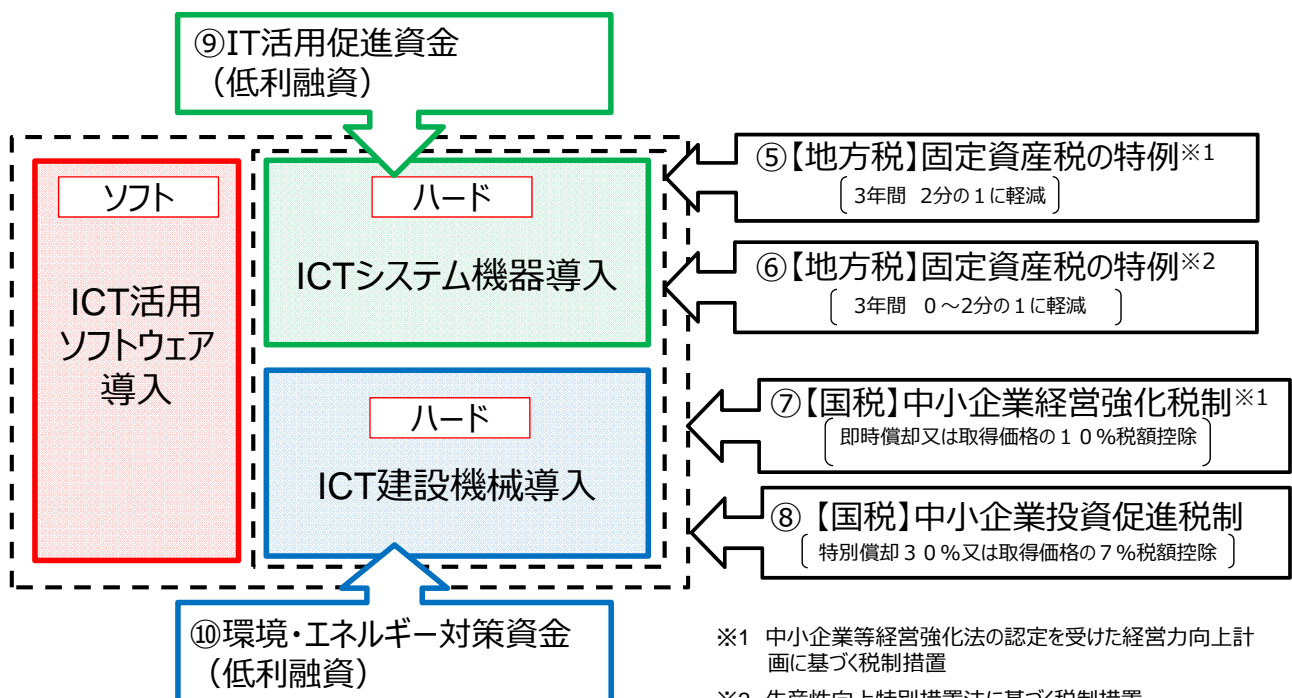
区分	制度	対象	実施機関	備考		
税制優遇	⑤	中小企業等経営強化法	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等 固定資産税	市町村	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180601zeiseikinyu.pdf	
	⑥	中小企業等経営強化法	生産性が年平均3%以上向上する建設機械、情報化施工機器等		http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansai/index.html	
	⑦	中小企業経営強化税制	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等 法人税、所得税、法人住民税	国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税)	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180601zeiseikinyu.pdf	
	⑧	中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等 法人住民税、事業税		http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyokigyoutousisokusinzeisei.htm	
低利融資	⑨	IT活用促進基金	情報化施工機器の購入・賃借 購入・賃借	(株)日本政策金融公庫	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html	追加
	⑩	環境・エネルギー対策資金	建設機械 購入		https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html	追加

2

○ICT施工の中小企業への普及加速のための補助金の活用を周知



○ICT施工の中小企業への普及加速のための税制優遇・低利融資の活用を支援



□ 中小企業が生産性向上を行う設備投資に対する補助を行う。

①

1. 企業間データ活用型	2. 一般型	3. 小規模型
<p>補助上限額 : 1,000万/者 ※1 補助率 : 2/3</p> <p>複数の中小企業が事業者間でデータ共有し、生産性の向上を図るプロジェクトを支援</p> <p>※1連携体は10者まで、さらに200万×連携参加数を上限に配分可能</p> <p>【3社連携の場合】</p> <p>A社 1,000万 B社 1,000万 + 200万×3=600万 C社 1,000万 (連携体内で配分可能)</p>	<p>補助上限額 : 1,000万/者 補助率 : 1/2 ※2</p> <p>中小企業が行う、生産性プロセスの改善に必要な設備投資を支援</p> <p>※2先端設備等導入計画又は経営革新計画の認定を取得して要件を満たす者は 2/3</p>	<p>補助上限額 : 500万/者 補助率 : 2/3(小規模事業者) : 1/2(その他)</p> <p>小規模な額で中小企業が行う生産性プロセスの改善を支援</p>

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口にも必ず確認して下さい。

● 専門家を活用する場合補助額上限30%アップ (1～3 共通)

対象となる条件(共通)

「中小ものづくり高度化法」に基づく基盤技術を活用した生産プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「計上利益」1%の向上を達成できる計画であること。

□ 中小企業が生産性向上を実現するため、業務の効率化に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入経費の補助を行う。

②

補助上限額: 15～50万 補助率: 1/2

当該事業で承認されたITツール(ソフトウェア、教材用DVD等)の購入費が対象

※「交付申請」「事業実績報告」「事業実施効果報告」は、中小企業・小規模事業者等の作成(入力)された内容を元に、ITベンダー・サービス事業者より代理申請する形で行われます。

ITベンダー・サービス事業者により作成された申請・報告情報は、中小企業・小規模事業者等の確認・承認手続きを経て、事務局への提出が完了します。

事務局の手続き	IT導入支援事業者/ ITツールの採択	交付決定	補助金額の確定	補助金交付
ITベンダー・サービス事業者	IT導入支援事業者登録申請 ITツールの登録申請	ITツールの提案	契約・ITツールの納入	サポート・アフターフォロー
中小企業・小規模事業者	本事業の理解	ITツールの選択等事前準備	交付申請	事業実績報告
		補助事業の実施	補助金交付手続き	事業実施効果報告

! 交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口にも必ず確認して下さい。

□ ICTを搭載した「建設機械」の購入を補助

□ 職務に関連した専門知識及び技能取得費用を助成

③ 【省エネルギー型建設機械導入補助金】

補助上限額
: 300万又は200万
補助率
: 9/10又は6/10※1

国土交通省策定の燃費基準値を超える(3つ星以上)燃費性能を有する、排出ガス四次規制(2011年、2014年)に適合し、対象機種に認定された油圧ショベル、ブルドーザ等の購入に適用

※1補助対象車両の購入価格と基準価格の差額が対象

●手続きは通常は販売業者が代行する。



! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口必ず確認して下さい。

④ 【人材開発支援助成金】

支給対象となるコース

特定訓練コース

・職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練(高度職業訓練)、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等

・採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練

・熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練・海外関連業務に従事する人材育成のための訓練

・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練

・直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等(45歳以上)を対象としたOJT付き訓練

※研修事例 (ICT土工)

- 1 安全衛生(4時間)
 - ①研修ガイドス
 - ②災害事例
 - ③まとめレポート作成
- 2 ICT概論(3時間)
 - ①ICT土工概要
 - ②ICT施工管理法
- 3 起工測量(16時間)
 - ①UAVの概要
 - ②UAV等による起工測量実習
 - ③写真点群データ作成実習
- 4 ICT施工(16時間)
 - ①ICT施工実習
 - ②3次元出来形管理実習
- 5 関係法令(2時間)
 - ①公共測量におけるUAV安全基準

・6日間
・受講費用: 約35万円

【助成額計算例】
41h×960円=39,360円
350,000×0.6=210,000円
計 249,360円

約25万円

固定資産税優遇措置

□ 中小企業等経営強化法による固定資産税減免を受けられる。

□ 生産性向上特別措置法による固定資産税減免を受けられる。

⑤ 【地方税】固定資産税の特例 〔3年間 2分の1に軽減〕

「経営力向上計画」を作成し担当省庁の計画認定を事前取得すること。

⑥ 【地方税】固定資産税の特例 〔3年間 0~2分の1に軽減〕

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在する中小企業で、「経営革新等支援機関」による「先端設備等導入計画」の事前認定を取得すること。

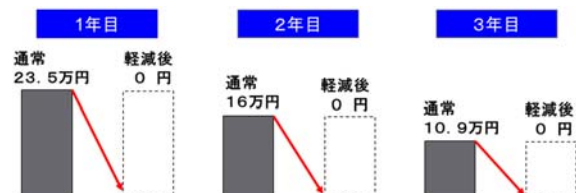
ICT建設機械を2,000万円で取得した場合

取得価額: 2,000(万円) 法定耐用年数: 6年 原価率(r): 0.319と仮定 固定資産税率: 1.4%と仮定



必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「経営力向上計画」の申請書・認定書



必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「先端設備等導入計画」の申請書・認定書

! 「導入促進基本計画」は各市町村により異なります。各市区町村固定資産担当窓口必ず確認して下さい。

対象となる要件⑤・⑥)

- ・最新モデルであること(新車・新品)
- ・発売から10年以内(機械設備/建設機械) 6年以内(器機/測量機器)
- ・160万以上(建設機械) 30万以上(測量機器等)
- ・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口必ず確認して下さい。

□ 中小企業等経営強化法による、法人税減免の減免を受けられる。

⑦ 【国税】 中小企業経営強化税制
〔即時償却又は取得価額の税額控除〕

即時償却 **又は** 税額控除

購入初年度に
取得価額の
100%償却

資本金3,000万円以下

取得価額の10%

資本金3,000万円超～1億円以下

取得価額の7%

必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「経営力向上計画」の申請書・認定書 ※2

対象となる要件(⑦)

- ・一定期間内に販売されたモデル(中古品は対象外)
- ・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1
- ・担当省庁より発行される「経営力向上計画」の事前認定 ※2
- ・160万以上(建設機械) 70万以上(ソフトウェア等) 30万以上(測量機器等)

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口にも必ず確認して下さい。

□ 中小企業投資促進税制では、法人税減免の減免を受けられる。

⑧ 【国税】 中小企業投資促進税制
〔特別償却30%又は取得価格の7%税額控除〕

特別償却 **又は** 税額控除

購入初年度に
取得価額の
30%償却

資本金3,000万円以下

取得価額の7%

資本金3,000万円超～1億円以下

特別償却

購入初年度に
取得価額の30%償却

対象となる要件(⑧)

- ・160万以上(建設機械)
- ・70万以上(一定のソフトウェア 事業年度内の取得価額の合計70万以上)
- ・120万以上(測量機器等事業年度内の取得価額の合計120万以上)

! 対象外の業種があります。

低利融資制度

□ IT活用促進資金

⑨ ICT施工機器の購入・賃借
〔基準金利〕

□ 環境・エネルギー対策資金

⑩ 各種環境対策型建設機械の購入
〔基準金利、特別金利〕

中小企業事業(限度額7億2千万)

基準金利 1.16%

特別利率① 0.76%

(5年超6年以内、平成30年7月)

国民生活事業(限度額7千2百万)

基準金利 2.06～2.55%

特別利率A 1.66～2.15%

(担保不用の貸付、平成30年7月)

! 標準的な利率のため
詳細は最新情報を制
度紹介HPや窓口に
確認して下さい。

貸付対象はMC/MG機器やT S / GNSS、TLS
等のICT機器と取付改造費

! ・建設機械は含みません。
・賃貸業は対象外。

貸付対象は各種環境対策型建設機械の購入費

○排出ガス対策型建設機械：基準金利

○オフロード法基準適合車：特別利率①※/A
※基準適合表示が付されていない同等の諸元を有する
建設機械等からの買い替えに係る資金のみ特別利率①

○低炭素型及び燃費基準達成建設機械：特別利率
①/A

貸付金額が4億円を超える場合は基準金利

! 新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合
車です。低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機
械の認定の有無はメーカー等に確認して下さい。